

災害復旧関連工事を行う際の留意事項

～ 事業者の皆様へ ～

共通事項

(1) 十分な調査とその結果に基づく計画の樹立

被害を受けた工事対象物の状況は様々であり、事前に実際の状況を確認し、それを踏まえた上で工法、使用機械の選択等、適切な計画を立ててください。

(2) 資格者の確認

各種作業主任者や機械に関する運転資格等を事前に確認し、未選任や無資格運転が無いようにして下さい。

(3) 機械等の点検

車両系建設機械等の自主検査、足場組立時・使用前点検等、検査・点検を適切に行ってください。



(4) 作業者に対する教育

現場入場時等、一般的な安全衛生教育の他、現場の状況・特性を踏まえた教育も行ってください。

(5) 服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、ヘルメットは基本の服装として下さい。ほか、住宅の解体等では厚底の安全靴、がれきの取扱いは丈夫な手袋、高所作業時の安全带等、作業に応じた適切な服装・装備で作業を行ってください。

また住宅の解体やがれきの取扱いなど、埃が舞いやすい作業を行う場合には、散水等を行うと共に、防じんマスクを着用するようにして下さい。

(6) 周辺住民・工事現場等との十分な調整

工事開始前や施工中、適宜周辺住民や工事現場等と連絡・調整を行い、過度な車両の輻輳やトラブル防止に努めて下さい。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

このリーフレットは災害復旧関連工事に特化したものであり、記載事項以外にも、一定措置が必要な作業や、監督署へ届出が必要な作業もあります。ご不明な点等は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。



岡山労働局・各労働基準監督署

重機類の使用

(1) 転倒防止

車両系建設機械や移動式クレーン等の重機類を使用する際は、現場の状況に応じ、敷鉄板の使用等重機類の転倒防止を講じて下さい。特に土砂崩壊や盛土の現場では、土質や地耐力の確認等も入念に行ってください。



(2) 所定の能力内での使用

移動式クレーンの定格荷重や車両系建設機械の安定度等、重機類の能力の範囲内で使用して下さい。また安全装置類は適正に使用して下さい。

高所作業

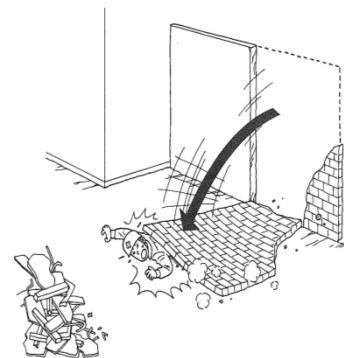
(1) 作業床の確保

高所作業を行う場合には、作業床を確保して下さい。作業床の確保に当たっては、足場の設置を第一に検討し、次いで高所作業車やローリングタワー、立馬等の移動式・可搬式の作業床の使用を検討して下さい。

危険箇所

(1) 立入禁止

法面の亀裂、浮き石の下、倒れそうな壁等、危険が予想される箇所については、危険源を除去・処理するまでは立入禁止とするなど危険な状態を放置しないでください。



(2) 開口部等からの転落防止

開口部や作業床の端等、作業者が墜落・転落する恐れのある箇所については、手すり等の防護措置を講じて下さい。防護措置を行うことが困難な場合には、防網や安全帯の使用等の墜落防止措置を講じて下さい。

(3) 物の飛来・落下防止

作業者が落ちない措置を講じると共に、物が落ちないように幅木やネット等を設置して下さい。また上下作業や物の投下は原則禁止とし、投下しなければならない場合には、投下物が跳ねても危険がないように、立入禁止や防護板の設置等を講じて下さい。